

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 8 年 7 月 23 日

熊谷市長、J、*林 哲也*

条例第 3 0 号

(別紙)

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部
を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例（平成 27
年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を
「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。